

決戦体制下の宝塚歌劇移動隊

——宮崎県での公演を中心に

宝塚歌劇団、移動演劇、宮崎県、演劇統制、中央と地方

金子 龍司

1944年、決戦非常措置要綱により、宝塚歌劇団は「華美軽佻」などとされ劇場興行を停止させられた。以後歌劇団は当面の間移動演劇に転進し、全国を巡回した。本稿は主にこの時期の宝塚歌劇団による移動演劇を分析する。具体的には宮崎県下の公演に注目し、同地の他の劇団との比較のうえで地方興行界における宝塚歌劇移動隊の位置づけを試みる。

宮崎県は大都市から遠く離れ、浪花節や歌舞伎劇を中心とする興行が郡部の娯楽になっていた。これを旧態依然とみなした当地の知識層は、非常措置により娯楽が地方分散されることを歓迎した。移動隊や宝塚OGの小夜福子劇団は当地で「水準以上」の「健全娯楽」とみなされた。

移動隊に熱狂したのは男性だった。若い女性の身体が男性に対して訴求力を有したためである。だが、それゆえにこそ彼女たちの身体は演劇に期待された感化力の無化／希薄化も生じさせ、移動隊は国策の感化などの目的を達しえなかった。だが一方で、それゆえにこそ移動隊は観客を熱狂させ労働力の再生産に資し、戦時体制の持続に貢献した。

昭和戦前期の地方における台本検閲の恣意性

—関西プロレタリア演劇の事例について

言論統制、検閲、プロレタリア演劇、関西、大岡欽治

和田 崇

本稿は、関西のプロレタリア演劇団体が1930年前後に検閲を受けた台本を分析することを通じて、地方における台本検閲の実態を考察している。昭和戦前期の日本の検閲制度では、出版物や映画の検閲を内務省が、演劇台本の検閲を警視庁や各道府県の警察署が担当した。そのため、演劇団体は上演地を変えるごとに検閲を受け直す必要があった。東京よりも関西の検閲の方が厳しかったという証言が多く残されており、それは実際の検閲台本でも確認できる。また、内規が存在したことにより、検閲で削除された箇所は地方間である程度の一貫性があった一方、同じ関西でも異同が生じることもあった。さらに、台本とフィルム

で検閲の管轄が異なっていたため、劇中に映像を用いるような斬新な演出は自粛を余儀なくされた。このように本稿では、地域や管轄など、検閲主体の変化によってどのように検閲結果に差異が生じたのかを明らかにしている。

特集：昭和メディアの暗転

中野正剛の「露探」疑惑・再考

— 1926 年第 51 回帝国議会とシベリア満洲

中野正剛、日ソ関係、帝国議会、メディア史、露探

吉田 則昭

本稿では日露戦争時から用いられてきた「露探」の言葉を参照しながら、1926 年の帝国議会で中野に対して投げかけられたこの言葉の意味・背景を探ってみたい。これはアジア主義者としての中野のロシアおよび中国に対する見解が影響していた可能性が高い。また筆者の関心はメディア史、日露交流史の観点から中野とロシアの関わりを史実と疑惑に分けてみていくことにある。本稿では議会議事録、新聞記事、公文書から中野に向けられた「露探」疑惑の意味を再考してみたい。

大阪毎日新聞社における「城戸事件」の実態

大阪毎日新聞社、城戸元亮、社内派閥抗争、新聞内報、非常時

藤田 俊

本稿は、1933 年 1 月から 10 月に至る大阪毎日新聞社の内紛、通称「城戸事件」の実態を考察したものである。城戸元亮会長の解任に発展した同事件を、先行研究は陸軍と財閥の対

立の一端と捉える。それに対して本稿は、「城戸事件」をお家騒動に位置付け、むしろ、その余波を重視した。事件の遠因は、本山彦一社長の死後に生じた権力の空白と、城戸を中心とする「熊本閥」の台頭、これに反発する高石真五郎らとの対立にあった。城戸の性格・醜聞・独自の新聞記者観、「城戸派」の軽拳妄動、有力株主との確執により社内外で包囲網が築かれ、城戸と「城戸派」は退社に追い込まれる。事件後、親城戸・反城戸双方の新聞内報が憶測や虚偽を含む宣伝戦を展開したことで、事件は「軍（国家主義）対財閥（親英米自由主義）」という対立構図へ塗り替えられた。個人の性向や派閥意識に起因するメディアの内紛は、非常時下で「反軍思想」排撃の好機として政治利用されたのである。

戦時南京における室伏クララの翻訳活動

— 原文・掲載雑誌の考証と翻訳手法の考察を通して

室伏クララ、汪精衛政権宣伝部、『中日文化』、文化工作、翻訳の政治性

蔡 夢慧

本稿は、女性翻訳者室伏クララの戦時南京における翻訳活動を考察するものである。中日文化協会の機関誌『中日文化』日文版（1941）に掲載された室伏による話劇脚本「父と子」と小説「夜景」の翻訳を中心として検証を行う。室伏は汪精衛政権宣伝部に属した唯一の日本人女性翻訳者であり、その翻訳活動は「日中文化合作」というプロパガンダのもとで展開された文化工作の一環として位置付けられる。本稿では、原文及びその掲載雑誌の性格分析、翻訳手法の検討を通じて、室伏の翻訳が如何なる歴史的・政治的文脈で生成され展開されたのかを明らかにする。南京時代の室伏の翻訳は、同化と異化の手法を併用しつつ原文の政治性を再構成するものであったことが確認できる。その翻訳は単なる言語的媒介に留まらず、「日中文化合作」という理念を具現化した実践であると同時に、その正当性を「証明」する装置としても機能したのである。

国策パンフレット『週報』の英語版『東京ガゼット』について

対外宣伝、プロパガンダ、日中戦争、情報委員会、日本外事協会

土屋 礼子

本稿は、戦時期の日本政府の情報機構（内閣情報委員会－情報部－情報局）の監督下で発行された国策パンフレット『週報』の英語版である『東京ガゼット（The Tokyo Gazette）』について、その概要を公文書をはじめとする文献とその紙面の内容から明らかにするものである。

この月刊パンフレットは、日本外事協会という外務省情報部と陸海軍が補助金を出して1931年に創設された団体から、日中戦争が始まった1937年7月に創刊された。内容は、『週報』の日本語記事から翻訳したものが約七割を占めるが、『週報』に多く見られる国内向けの運動や宣伝に関する記事はなく、『週報』にはみられない、海外向けの記事が掲載されており、日中戦争における日本の立場を説明しようとする対外宣伝メディアであった。その編集には、福田市平と笈光顕という当時最も優れた翻訳者が起用されていたが、太平洋戦争が始まるとまもなく1942年3月刊行の57号を最後に『東京ガゼット』は廃刊された。

—

映像メディアと民俗学

— 柳田国男という事例

映像メディア、民俗学、柳田国男

原田 健一

民俗学を創始した柳田国男と、近代に登場した映像メディアとの関係を検討し、日本における「知」の形成過程を明らかにすることを目的とする。柳田は写真や映画といった視聴覚メディアに強い関心を示しつつも、それらを研究ツールとして十分に活用するには至らなかった。その背景には、映像メディアの技術的制約に加え、記録の客観性を重視し、前近代的な想像力に依拠する柳田の方法論的限界があったことが考えられる。また、写真の図画化や重出立証法、トーキー映画への期待といった具体的事例を通じ、民俗学と映像メディアの齟齬と可能性を分析した。柳田の試行錯誤は、近代メディアと学知の関係を考えるうえで重

要な示唆を与えるものである。

『実話報』からみる旅順・大連の抗戦勝利記念日

抗戦勝利記念日、終戦の日、実話報、大連、中国共産党

梅村 卓

本稿は、ソ連軍が駐留した旅順・大連地域における抗戦勝利記念日のあり方を、中ソが共同で発行した『実話報』の記事をもとに考察するものである。共産党中央や東北地域では、当初、日中戦争の勝利を記念する抗戦勝利記念日は8月15日とされていた。しかし『実話報』の報道によれば、旅大においては8月15日と並んでソ連が記念日とした9月3日が早くから記念され、さらに8月22日などソ連軍による旅順・大連の「解放」記念日と結びつきながら独自の記念体系が形成されていた。そしてこれらの記念は、ソ連への支持を強固にするための宣伝活動や「反米扶日」の運動と軌を一にして展開されていた。この旅順・大連における記念日としての9月3日は、その後ソ連軍司令官から東北局へ、また東北局から中央へと、東北地域の記念日とするよう提起され、1951年の国家的な抗戦勝利記念日の改定に結実することになる。

「支那の夜」の禁止・解禁・再販売

一 占領期流行歌検閲の実態

支那の夜、占領期、流行歌、GHQ、検閲

吉野 梢恵

本稿は、占領期における流行歌「支那の夜」の禁止・解禁・再販の過程をGHQ/SCAP文書に基づいて描き出し、流行歌がGHQの検閲の限界を明らかにしたことを示す。映画『支那の夜』が占領期に再上映されなかったのに対し、同曲は『支那の夜』と結びついた措置として検閲開始直後に禁止されながら、歌詞には問題がないとして短期間で解禁された。この解禁は、検閲を通じて「支那」の語を新聞や教科書から削除するというGHQの方針と整合的でなく、レコードの再販を争点としたコロムビアと在日中国人団体の衝突の誘因となった。同曲をめぐるこうした矛盾は、流行歌のメディア横断性に対応できない、検閲の分業体制に起因した。さらに、流行歌は些末な娯楽だと見なされていたため、検閲体制の不備が明らかになっても根本的な改善は行われなかった。GHQの流行歌検閲にはこのような限界があり、占領期の流行歌はこうした検閲の作用を条件の一つとして流通していた。

【研究ノート】マイダス王の手／天皇の視線
—近代出版における皇室ブランディングの誕生と終焉

出版広告、皇室ブランディング、天覧、台覧、献上

藤元 直樹

権力によって人々は支配される。だが逆にこの権力はリソースとして利用されてもいる。皇室の権威をブランドとしてしたたかに活用する動きは出版界にもあり、「天覧（台覧）」という記号を添えられた出版物が世を賑わせていた。もっとも、個別の存在は知られていても、この種の出版物をジャンルとして把握し、具体的な広がり認識することは困難であった。ところが、資料デジタル化の潮流の中で、検索可能となった大量の出版広告により、その分布をたどる道が開かれ、1899年の博文館の例を始点とし、1930年の取扱内規改訂を終点とする時限的な営為として、この事象の輪郭を描くことが可能となった。本稿が、関連出版物リスト整備の足掛かりとなり、個別事例検証の精緻化につながることを期待している。